

小規模企業共済制度にご加入いただいている会員のみなさまへ

契約者貸付制度をご存知ですか？

**担保・保証人不要で事業資金の
貸付制度が利用できます**

一般的な事業資金に利用できる一般貸付けのほか、傷病災害時貸付け、創業
転業時貸付け等、各種貸付があります。

これまで納付いただいている掛金の範囲内で貸付けが受けられます。

貸付資格要件（一般貸付け）

- ①加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12ヶ月以上
の掛金を納付していること。ただし、前納掛金は含みません。
- ②掛金の納付月数に応じて算定される貸付限度額が、貸付資格判定時にお
いて10万円以上に達していること。

担保、保証人は不要！

借入申込手続等

- ①小規模企業共済制度契約者で借入資格を取得した場合に機構より借入資
格取得通知書を送付します。

※借入資格取得者は通知書の返信用ハガキ（登録申出書）により借入窓
口（金融機関）を登録します。（返信しなかった場合は、自動的に商工組
合中央金庫の支店または本店となります。）

- ②借入申込手続に必要なもの

- A、実印
- B、印鑑登録証明書1通（発行日より3ヶ月以内のもの）
- C、借入資格取得通知書又は共済手帳（提示）
- D、収入印紙

※なお、「貸付金借入申込書」は、商工中金及び各金融機関に用意してあ
ります。

裏面に続きます。。。ご覧ください。

③貸付条件等

A、貸付金額 掛金の範囲内

B、貸付期間及び償還方法

貸付金額	貸付期間	償還方法
10万円以上 100万円以下	6ヶ月・12ヶ月	・期限一括償還
105万円以上 300万円以下	6ヶ月・12ヶ月・24ヶ月	・6ヶ月又は12ヶ月の場合は、期限一括償還
305万円以上 500万円以上	6ヶ月・12ヶ月 24ヶ月・36ヶ月	・24ヶ月、36ヶ月又は60ヶ月の場合は、6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
505万円以上	6ヶ月・12ヶ月 24ヶ月・36ヶ月・60ヶ月	

C、貸付利率 年利1.5%（平成17年12月現在）

D、延滞利息 年14.6%

E、担保・保証人 不要

F、借入窓口 借入資格取得通知書によって借入窓口を登録した方はその窓口、登録をしていない方は最寄りの商工組合中央金庫の支店または本店

4. 借入金融機関の窓口について

一般貸付けの借入窓口は登録した金融機関です。登録店は毎年9月・3月に加入者に送付する「貸付限度額のお知らせ」に記載してあります。

ご不明の場合は、
中小機構共済相談室（電話03-3433-7171）
または各支部共済普及室までお問い合わせください。

節税メリットを有効活用！

掛金月額を増額をお勧めしております。

この機会に是非ご検討ください。



独立行政法人

中小企業基盤整備機構